

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第4回都・区検討会

1. 日時・場所

平成29年12月14日（木）13:15～14:45

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

- (1) 交差部の交差方式等の精査
- (2) 整備にあたっての課題
- (3) 「地域のまちづくりとの協働」の確認
- (4) その他

4. 配布資料

議事次第

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方
（第4回検討会資料）

5. 議事録（質疑）

墨田区

- ・本検討の対象となる支線の内、道路ネットワークを形成する路線については、広域的な視点からの検討が必要であると考えます。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・支線については、配布資料のとおりその機能から2種類に分類できると考えており、その内、幹線街路の交通機能や市街地形成機能等を補完する路線については、拡幅整備の有効性の観点から検討を行う予定である。なお、路線ごとの検討主体の決定については、引き続き協議を行っていく予定である。

目黒区

- ・今後の取りまとめ作業における各事柄の表現については、可能な限り、都民の皆様にとってわかりやすいものとなるように配慮をお願いしたい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・各事柄の表現については、都民の皆様にとってわかりやすい表現となるように引き続き検討していきたい。

練馬区

- ・「地域のまちづくりとの協働」の確認について、地域的な道路を対象に、都市づくりのグランドデザインにおける都市づくりの7つの戦略を参考にその必要性を取りまとめていくとのことだが、具体的な作業イメージを確認したい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・第四次事業化計画を策定した後に、都市づくりのグランドデザインが公表され、本検討はこれを機に「地域のまちづくりとの協働」のみで必要性が確認されている地域的な道路について、再度その必要性の説明を行うものである。その必要性の説明内容については、各路線により様々であるため各区市町に委ねるが、都民の皆様にとってわかりやすい記載をお願いしたいと考えている。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第4回都・区検討会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
都市整備局	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 街路計画課長 街路計画調整担当課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第4回都・区検討会 区 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課長	(代理)
中央区	環境土木部 参事（連絡調整・特命担当）	(代理)
港区	街づくり支援部 土木計画担当課長	(代理)
新宿区	都市計画部 都市計画課長	
文京区	都市計画部 都市計画課長	
台東区	都市づくり部 都市計画課長	(代理)
墨田区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
江東区	土木部 道路課長	(代理)
品川区	都市環境部 都市計画課長	(代理)
目黒区	都市整備部 都市計画課長	
大田区	まちづくり推進部 まちづくり計画調整担当課長	
世田谷区	道路・交通政策部 道路計画課長	
渋谷区	土木清掃部 街路・用地担当課長	(代理)
中野区	都市基盤部 副参事（都市計画担当）	
杉並区	都市整備部 土木計画課長	(代理)
豊島区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
北区	まちづくり部 都市計画課長	
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長	
板橋区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
練馬区	都市整備部 交通企画課長	
足立区	都市建設部 企画調整課長	(代理)
葛飾区	都市整備部 街づくり計画担当課長	(代理)
江戸川区	土木部 計画調整課長	(代理)